

# 第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

## ①第三者評価機関名

社団法人 熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業

## ②施設名等

名 称： 八代ナザレ園

種 別： 児童養護施設

施設長氏名： 富田美智子

定 員： 60名

所 在 地： 〒866-0856 熊本県八代市通町10-32

T E L： 0965-32-2926

## ③実施調査日

平成25年10月15日（火）～平成26年1月22日（水）

## ④総評

### ◇特に評価が高い点

○中・長期的計画において、社会的養護の将来像に沿い、施設の小規模化と施設機能の地域分散化が進められています。計画によると、現在の施設本体を平成26年度中に移転・改築をし、定員は60名から45名に減員され、現施設の所在地である市内中心部に定員6名のファミリーグループホーム（地域小規模児童施設）を整備し、移転改築する施設本体については、6棟の小規模グループホームに改変し、より家庭的な環境の中できめ細やかな支援を行うこととされています。さらに地域に開かれた施設とするために、地域交流ホール、多目的研修室、憩いのスペース等の地域住民が利用できる設備も設けられています。

○地域や学校との積極的な連携が実践されています。校区主催の体育祭等には子どもと職員がテント張等の準備の段階から当日の運営、片付けまで参加しており、地域住民から受け入れられ頼りにされている存在になっています。また、職員が小学校のPTAの図書委員に就任し、月一回程度、始業前の15分程度の間で職員4～5名で本を持参し数クラスで読み聞かせの会が開催されています。さらに、小・中学校とは5月の家庭訪問の時期に校長をはじめ関係教師全員が来園し、定期連絡会が毎年開催され、子どもの学校等での生活状況や課題が共有されています。

○里親と施設の連携に取り組まれています。社会的養護の一つの柱である里親委託については、本施設に於いては数多くの里親委託の実績があります。里親支援専門相談員を配置し、里親の新規開拓や里親家庭への訪問等による里親支援を実施していることは評価できるものであります。なお、早い時期から施設独自に里親に対する「レスパイトケア」が実施されています。

○子どもの状況把握のためのアセスメント、自立支援計画書、モニタリング・評価のPDCAサイクルが働いています。計画書は家庭支援専門員、主任、心理士、担当職員のケース会議によって策定され、モニタリング・評価は担当者が毎月実施し、計画通りの支援が行われていることを確認する仕組みが構築されています。

○食生活、衣生活について、種々の工夫がなされています。特に食生活については、「食育」を施設の指針として取り上げており、食事が子どもと職員、子ども同士のコミュニケーションの場として機能するような種々の工夫がなされています。子どものアンケート結果でも「食事は美味しく、楽しい」といった意見が出ています。また、施設では「地産地消」「食育」にこだわり、食材は地元の市場から地元の旬の野菜等の食材を仕入れて調理をするとともに、子どもと施設内の菜園での収穫や農家での田植え等の体験学習も実施しています。

○住生活については、施設内の全てのトイレを洋式トイレとし、風呂場や幼児の部屋のガラスの鏡をセーフティーミラーに、室内の窓ガラスについては強化プラスチックに、食堂の電気は食材を生かすハロゲンスポット電気に換えるなどの配慮がなされています。

#### ◇改善が求められる点

○人事考課は全く行われておりません。人材育成や公正な職員処遇の実現による職員個々の意欲の喚起や組織の活性化のためにも今後は考課基準を職員に明かし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入を図ることが望まれます。

○運営理念についての保護者や子どもへの説明が十分とはいえません。保護者については、何かの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌等を配布する等の方法で周知されることを期待します。また、子どもへの周知については担当保育士より説明がなされていますが、障害等で特別な支援を必要とする子どももおり、分かり易い説明資料を作成する等の工夫を期待します。

○子どもに対する言葉使い等に関して、職員の自己評価、子どものアンケート双方から不適切な指導が行われたという意見がありました。そのような職員の不適切な関わりについては、その都度、園長、主任、心理士より直接指導がなされるということですが、不適切な関わりの防止を徹底するということから、子どもの人権に対する職員研修を実施され更に意識向上を図られることが望まれます。

#### ⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

一昨年来申し込んでいた第三者評価をようやく受ける事が出来本当に良かったです。26年度に移転改築し、27年度には創立115周年を迎えます。当園としては大きな節目の年でもあり、子ども、職員、全員参加の真剣なとりくみでした。評価については厳しい中でも大変丁寧なご指導を頂き、「特に改善が求められる点」については多くの気づきを頂きました。現在の大舎制での限界もありましたが、当園が従来からの「子どもの家」「ファミリー」という感覚から日常生活の出来事について「マニュアル化」していなかった事、また職員個人の人事考課もしていなかった事が指摘されましたが、社会福祉施設も時代の中でそれらの事が重要である事を知らされました。マニュアル化が必要な事については検討し、人事考課については予定していた専門職の方を呼び勉強会を開きました。いずれにしても今回の評価を真摯に受け止め、小規模グループホームとしての新たな「子どもの家」「ファミリー」に向け、職員一同更なる努力をしていきたいと思っております。

#### ⑥第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① 子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止め、子どもを理解している。	a
② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
④ 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
⑤ 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○園舎が平成26年度中に移転・改築されます。現在は大舎制という環境の中で、年齢、性別で生活スペースを分けられ支援が行われています。そのような中、職員の配置には工夫がなされています。朝の時間帯は各生活スペースで人手が不足して、中高生が早く通学するため、手の空いた職員は、小さい子の支援に回るという時間差支援という工夫がされています。また、子どもたちの中に特に支援の必要な子が10名いるということですが、療育機関等への通所など職員の献身的な努力が感じられます。</p> <p>○休日などに、小学生が「ひま」と言う時があったり、料理などの一般家庭での生活の日課がないということでした。今後、小規模グループホームに立て替えられる際には、料理も職員が行われるということでしたので、移転に向けて、子ども一人ひとりとの生活という視点で取り組んでいかれるよう検討していただく事が望ましいと考えます。</p> <p>○子どもに対する言葉使い等に関して、職員の自己評価、子どもへのアンケート双方から不適切な指導が行われたという意見がありました。そのような職員の不適切な対応には、その都度、園長、主任、心理士が直接指導されているとのことでしたが、不適切な関わりの防止を徹底するということから、子どもの人権に対する職員研修を実施され、更に意識向上に努められることが望まれます。</p>	

(2) 食生活		第三者 評価結果
①	食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
②	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
③	子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b
(3) 衣生活		
①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
②	子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
(4) 住生活		
①	居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
②	子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○食生活については、食事へのアンケートを取り、結果を詳細に分析をされ、子どもの嗜好や健康状況に配慮した食事が提供されています。また、盛り付けも工夫されています。広い食堂ですが、テーブルをグループ毎に分けたり、家庭用の食器棚を配置したりして、温かい雰囲気づくりに努めています。また、施設では「地産地消」「食育」にこだわり、食材は地元の市場から地元の旬の野菜等の食材を仕入れて調理をするとともに、子どもと施設内の菜園での収穫や農家での田植え等の体験学習も実施しています。</p> <p>○現在の環境では、調理活動を子どもたちが経験することは少ないですが、新園舎移行後は、調理活動、買い物など子ども達が家庭と同様な経験ができるような支援を望みます。</p> <p>○洗濯等の衣生活に関しては、中学1年生になると物干しざお等のプレゼントがあり、下着の干し方等の年齢相応の生活能力を身に着けることができるような支援がなされています。</p> <p>○住生活については、施設内の全てのトイレを洋式トイレとし、風呂場や幼児の部屋のガラスの鏡をセーフティーミラーに、室内の窓ガラスについては強化プラスチックに、食堂の電気は食材を生かすハロゲンスポット電気に換えるなどの配慮がなされています。</p>		

(5) 健康と安全		第三者 評価結果
①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	b
(6) 性に関する教育		
①	子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○身体の健康等の自己管理については、数名の夜尿がある子どもについて、寝具等が清潔に保たれるよう支援するとともに、心理面にも配慮された対応が行われています。</p> <p>○職員の自己評価から、感染症に関するマニュアルや学習はできていないと感じている職員が多かったが、研修は実施されており、資料も確認できました。より多くの職員が理解できるように複数回の研修実施等さらに工夫していただき、全職員の理解を深めていただくことが望まれます。健康面の知識に関しても職員の方々が不安を感じているようですので、毎月の研修会で研修科目に取り入れていただき知識の向上に努められることが望まれます。</p> <p>○性教育については、心理士、直接処遇職員5名で性教育委員会を設置され取り組まれており、今年度は子どもたち全員を小グループに分け、レクチャーが行われています。職員の自己評価では、性教育に関する学習会実施の項目が低率となっております。施設では研修ビデオ等も用意されており、いつでも見れる状況になっていきますので、今後、全職員が理解を深められるような方法をご検討されることを期待します。</p>		

(7) 自己領域の確保		第三者 評価結果
①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	b
②	成長の記録（アルバム）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	c
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
②	主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
③	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○施設での生活は自由で不要な制限はしないという取り組みをされています。シャンプーや柔軟剤等、生活用品も個人所有で自分で選ぶことができる対応をされ、個人を大事にされていると感じられます。行事等への参加の有無も本人の意向を尊重されていました。ただ行事の企画・運営は、職員主導となっているとのことで、子どもも参加できるような配慮はされていましたが、より主体的に参加できるような働きかけをされると、より子どもの自主性が育つのではないかと推測されます。</p> <p>○個人写真のデータはあるそうですが、個人のアルバムとして整理がされていません。アルバムは退所時に本人へ渡されるとのことでしたが、日々の出来事を友人や職員の方々と共有できるような場面も必要ではないかと思われれます。常にアルバムを手にとれるように整えられることが望まれます。</p>		

(9) 学習・進学支援、進路支援等		第三者 評価結果
①	学習環境の整備を行い、学力等にに応じた学習支援を行っている。	a
②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③	職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○学習指導に関しては、積極的に塾や公文の活用が図られています。施設は市内中心部にあり、近隣に塾等が位置しており、利用しやすい環境にあります。以前は学習ボランティアの活用もされていたとのことなので、できれば再開していただくと子どものよりよい支援につながることを期待できます。個別の学習スペースに関しては、今の建物の現状では確保しにくい所がありますが、夜間勉強したいという希望があれば、どこかに個室のスペースを確保するように努力されています。</p> <p>○卒園時のフォローに関しては、家庭引取りの子どもには手紙や電話を入れたり、中退して就職した子どもや自活した子どもはフォローされています。また、仕事を訪問し支援されているケースもあります。卒園児が訪ねてくるケースもあり卒園後の対応もケースに応じて適切になされています。</p>		

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
① 子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	a
② 施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	b
③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b
(11) 心理的ケア	
① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○平成24年4月から心理士が雇用されています。行動上の問題には、たとえば、一旦他児から離して静かな環境を提供し、担当職員等と心理士も一緒に関わりを持たれています。職員が、発達障害児の行動障害にうまく関わることができない時なども心理士からアドバイスがなされており、心理士の雇用が有効に生かされていることが感じられます。心理的ケアの体制作りが進んでいますが、さらにスーパービジョンができるところまで高めていただくと、子どもや職員にとってより良い結果をもたらすと思われまます。</p> <p>○子ども達の暴力に関しては、性的な虐待の研修の中でも、子ども達に伝えてあり、アサーション対応など子ども達に言っているとのこと。</p> <p>○保護者からの強引な引き取り対応に関しては、ある程度周知できていましたが、突発的に起こった時などのため、手順なども定めておかれると、経験の浅い職員も安心できるのではないかと考えられます。</p> <p>○職員の入れ替わりに対する不安を子ども、職員各々が持っておられます。今後、新園舎になれば職員が増員されるとのことで、安定した人間関係が形成できるような取り組みを行っていただくことが望まれます。</p>	

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
① 措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
② 家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③ できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	b
④ 子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○措置変更ケースは少なく、措置延長ケースはないとのこと。必要であればいつでも対応を行うとのことですが、記録に関して、措置変更時の手順、書式は定めておられません。退所後の記録に関しては、事務所を通してのケースは事務所の記録があるそうですが、一定のルールはありませんでした。記録に関しては、書式等も含めて定めていただくことが望まれます。</p> <p>○相談後の対応窓口に関しては、口頭で伝えられていることと、電話番号を渡しておられましたので、担当者名等も含めて文章を作成されると、より相談しやすくなるのではないかと考えられます。</p> <p>○措置変更等に関しては、職員間でもよくわからないという面がありますので、職員間で理解し情報を共有できるような取り組みの検討が望まれます。</p>	

## 2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
① 児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
② 子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援	
① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○保護者への働きかけ、保護者の主治医との連携、児童相談所との連携などを行いながら支援されています。入所時や引き取り前などの家庭訪問も実施されています。保護者を含めたケース会議は進学時に行われていますが、関わりが困難なケースが多いと思いますので、関係修復を考えると、定期的なケース会議の開催が望ましいと思われまます。新園舎では、親子訓練室を作られるとのことですので、より生活に視点を置いた支援が充実することが望まれます。</p>	

## 3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
① 子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	a
② アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	a
③ 自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
① 子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	b
② 子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③ 子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○アセスメント、自立支援計画書、モニタリング・評価のケースマネジメントのPDCAサイクルが働いています。支援計画書は家庭支援専門相談員、主任、心理士、担当職員のケース会議によって策定されています。モニタリング・評価は担当職員が毎月実施し、計画通りの支援が行われていることを確認する仕組みが構築されています。主に関わっているのが直接処遇職員であるためか、職員の中で内容を理解されていない職員がおられます。支援計画が生かされるように、職員全員の理解を促す必要があります。今後、職員のレベルに応じて、ケアマネジメントの研修などから取り組まれるといいのではないかと思います。現在、アセスメント、支援計画書の書式に関して見直しをされており、パソコンに関しても次年度は台数の増を考慮されています。新園舎移行を見据えて取り組まれており、より良い支援の在り方につながることを期待します。</p> <p>○個人情報の開示に関しての規定がありませんので作成をお願いします。</p>	

#### 4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
① 子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	b
② 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
③ 子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
④ 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	c
⑤ 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向への配慮	
① 子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	c
② 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○障害等で特に支援を要する子どもが10名以上生活する中で、心理士のアドバイスもあり、文字や絵で伝えるなど工夫をされています。そのような状況の中で、子ども同士の関わりも、互いを尊重しながらトラブルにならないように支援に取り組まれています。子どもの権利、虐待防止法などに関する内容を取り入れた、年間を通じた研修計画を策定し実施していけると、更に職員の意識が高まると思われまます。</p> <p>○子どものプライバシー保護に関しては、今の建物の状況もあるかと思いますが、マニュアルの策定、研修を実施されることで、職員の方々に考える機会が提供できるのではないかと考えられます。</p> <p>○子どもの意向に関しては、食事の場面で意向調査、分析がなされていました。今後、その他の生活場面でも子どもの意向調査を実施され、子どもの個別支援や園の支援の向上につなげていけることが望まれます。</p>	

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
③ 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	c
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	c



(7) 他者の尊重	
① 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○入所時に関する説明は、同意書をもって説明をされています。生活のルールに関しては、小学生用、中高生用と分けて冊子を作成されており、わかりやすい工夫がされています。入所時の不安に関しては、心理士と担当者の連携により取り組まれ、自立支援計画に位置付けて支援されていましたので、職員間の連携した支援につながるのではないかと感じられます。</p> <p>○子どもの権利に関しては、第三者委員を掲示してありましたが、その意味の説明は行なわれていないとのことでした。職員の関わりとして、話す時間を作ったり、心理士も関わりを持っておられ努力はされていますが、子ども達に権利に関して伝える場面を作っていただくと、より子ども達の権利を守る事につながるのではないかと思います。</p> <p>○苦情に関する対応マニュアルの作成、職員への周知、被虐待児童への対応に関しては対応マニュアルの策定や仕組みづくりを行なわれることを期待します。</p>	

## 5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
① 事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
② 災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
③ 子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○施設は地域住民自治会に加入しており、自治会主催の災害発生時の避難訓練等に参加しており、施設での不測の事態の際には地域住民の必要な協力が得られるよう努力されています。</p> <p>○施設への不審者の侵入等に対する対応については、フローチャートによる対応が決められ、毎年、業務委託契約を締結している警備保障会社により、全職員参加による実地訓練を実施し、職員の対応についての共通認識を図っています。</p> <p>○ヒヤリハット事例については、事故報告書を提出させ、すぐに対応するとともに、その要因等について部署会で話し合い、要因を分析し再発防止に努めています。</p> <p>○常勤の用務員が配置されており、施設内の建物設備等の点検や施設内外の危険箇所等の把握を行うとともに、不審者等への対応も日常的に行う体制がとられています。</p> <p>○感染症対応マニュアルが整備されていません。現状では、県からの通知や保健所職員による職員研修会の際の資料等により対応している。これらの資料を基にマニュアルを策定する準備をされているということですので早急な整備を望みます。</p>	

## 6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
① 施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
② 児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
③ 幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
① 子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
② 施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b

(3) 地域支援	
① 地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
② 地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○地域や学校との積極的な連携が実践されています。校区主催の体育祭等には子どもと職員がテント張等の準備の段階から当日の運営、片付けまで参加しており、地域住民から受け入れられ、頼りにされている存在になっています。また、職員が小学校のPTAの図書委員に就任し、月一回程度、始業時15分程度の間で職員4~5名で本を小学校に持参し、数クラスで読み聞かせの会が開催されています。さらに小・中学校とは5月の家庭訪問の時期に校長をはじめ関係教師全員が来園され定期連絡会が毎年開催され、子どもの学校等での生活状況や課題が共有されています。なお、地域住民を含めた施設への協力者に対する年2回の感謝の集い(夏：園遊会、冬：クリスマス会)を開催し、施設と子どもとの住民や教職員との交流を図り、施設に対する理解を深めてもらうとともに、施設の地域解放にも努めています。</p> <p>○里親と施設の連携に取り組んでいます。社会的養護の一つの柱である里親委託については、本施設においては数多くの里親委託の実績があります。里親支援専門相談員を配置し、里親の新規開拓や里親家庭への訪問による里親支援を実施していることは評価できるものがあります。なお、早い時期から施設独自で里親に対する「レスパイトケア」が実施されています。</p> <p>○行事等へのボランティアの受け入れは行われていますが、受け入れに関するマニュアルが整備されていません。職員参画のもとに窓口担当者等を定めたマニュアルを策定し、ボランティアの受け入れ体制を整備されることが望まれます。</p> <p>○地域支援については、地域住民への感謝祭の実施等が実践されていますが、施設が有する専門性を生かした地域の子育て相談会や子育て講演会を開催する等の工夫が望まれます。</p>	

## 7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	b
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○事業計画に組織が求める職員像が明示され、定期的な職員研修が実施されていることは評価できますが、今のところ、職員一人一人についての個別の研修計画がありません。今後の施設の小規模化や地域開放化等に対応できる人材の育成のため、職員一人一人の知識や技術水準を具体的に把握したうえで、職員個別の研修計画を策定され、必要な人材育成に取り組まれることが望まれます。</p> <p>○職員の資質向上のための施設内での研修会は実施されていますが、その計画性において課題が感じられます。次年度の事業計画の策定の際に、職員研修についても当該年度の研修テーマ等の年間計画を策定し、研修を計画的に実施していく必要がありますが、そのようなプロセスがありません。研修の実施については、当該年度の施設の基本方針に沿ったテーマについて職員会議等で協議・決定したものを実施し、その研修成果の評価・見直しを行い、次年度の研修計画に反映させる取り組みが望まれます。また、職員の自己評価によると、一部職員の中で職員研修の意義等を理解していない状況が見られます。職員会議等の機会を利用し、徹底した理解が得られるような取り組みについても期待します。</p>	

## 8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
① 法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
② 法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③ 運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
④ 運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
① 施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
② 各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a
③ 事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが行われている。	a
④ 事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
⑤ 事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○中・長期計画において、社会的養護の将来像に沿い、施設の小規模化と施設機能の地域分散化が進められています。計画によると、現在の施設本体を平成26年度中に移転・改築をし、定員を60名から45名に減員し現施設の所在地である市内中心部に定員6名のファミリーグループホームを整備し、移転改築する施設本体については、6棟の小規模グループホームに改変し、より家庭的な環境の中できめ細やかな支援を行うこととされています。さらに地域に開かれた施設とするために、地域交流ホール、多目的研修室、憩いのスペース等の地域住民が利用できる設備も設けられています。</p> <p>○施設の運営理念については、養育方針として事業計画書に明示されており、職員に対しては年度当初の職員会議において配布し、園長より説明があり職員間での共通認識を持つ機会も設けられているとともに、毎月の職員会議に携帯するよう取り決められており職員への周知が図られています。しかしながら、職員の自己評価によると、運営理念が一部職員に理解されていない状況が有ります。運営理念は職員の行動規範となるものであることから職員研修等の機会を利用し、徹底した理解を得るための取り組みが求められます。なお、一部職員の理解が不十分な要因として、養育方針が運営理念であるということを理解しにくいということが考えられます。児童養護施設については平成24年度に施設運営指針が改定され、その中で社会的養護の基本理念についても見直しが行われていることから、現在の養育方針についての再検討をされることが望まれます。</p> <p>○運営理念についての保護者や子どもへの説明については十分とはいえません。保護者については、何らかの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌等を配布する等の方法で周知されることを期待します。子どもへの周知については、担当保育士より口頭で説明がなされていますが、障害等で特別な支援を必要とする子どももおり、分かり易い説明資料を作成する等の工夫が望まれます。</p>	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
② 施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
③ 施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	b
④ 施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b
(4) 経営状況の把握	
① 施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行って	b
② 運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
③ 外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○施設長は何事にもリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員の質の向上など、何事においても施設長として積極的に取り組む姿勢が伺われます。全国や九州、県内で開催される研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況、情報を把握し職員へ周知しています。また、平成26年度には社会的養護の将来像に沿い施設の移転改築を実施し、施設の小規模化と施設機能の地域分散化、施設機能の地域開放を実践されています。</p> <p>○社会福祉法人審査基準に定めた外部監査については実施されていませんが、公認会計士税務事務所と会計顧問契約を締結し、月次会計処理、財務会計、決算処理業務についての指導を受けており、行政監査以外に専門家に指導助言を受ける体制は整備されています。なお、今後は定期的な外部監査を受けることが望まれます。</p>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	b
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	b
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしてい	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○職員に対する福利厚生については、福利厚生センターへの加入や独立行政法人福祉医療機構及び県社会福祉協議会の退職共済に加入しており充実していると認められます。</p> <p>○職員の意向把握については、賞与月の6月と12月に施設長による定期面接が行われるとともに施設の心理士からのサポートも行われています。ただ職員の自己評価によると、一部職員から「有給休暇が取りにくい」「業務等への意見が言いにくい」といった意見が出ています。有給休暇取得についての職員との話し合いや職員の悩み等をいつでも相談できる相談窓口の設置により、職員が安心して就労できる体制の整備が望まれます。</p> <p>○人事考課は全く行われておりません。人材育成や公正な職員処遇の実現による職員個々の意欲の喚起や組織の活性化のためにも、今後は考課基準を職員へ明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入が望まれます。なお、現在、熊本労働局に人事考課のノウハウ等の指導を受けているということですので、その成果を期待します。</p> <p>○実習生受け入れについては、現在は保育士のための受け入れであり社会福祉士についての受け入れは行われていません。福祉人材の育成は福祉事業者の社会的責務であることから、実習指導者を養成しその受け入れが望まれます。</p>	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
① 養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	a
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法については、幼児、学童、中学高校生毎の指導目標や標準的な日課表が策定されており、職員はその日課等に基づき一日の支援を行っており、その日課表等については、毎年の事業計画の策定時に検討し、必要な見直しが行われています。</p> <p>○自己評価については、平成24年度より第三者評価委員会を立ち上げ、その会員を中心に評価を実施していますが、その結果を分析検討し、改善策を得るところまでは実施されていません。今後は自己評価、第三者評価結果について、第三者評価委員会を中心に全職員が共通認識を持てる場を設け、どのような見直しを進めていくのか、課題の改善策や改善実施計画を策定し、さらにサービスの質の向上に向けた取り組みを強化されることを期待します。</p>	